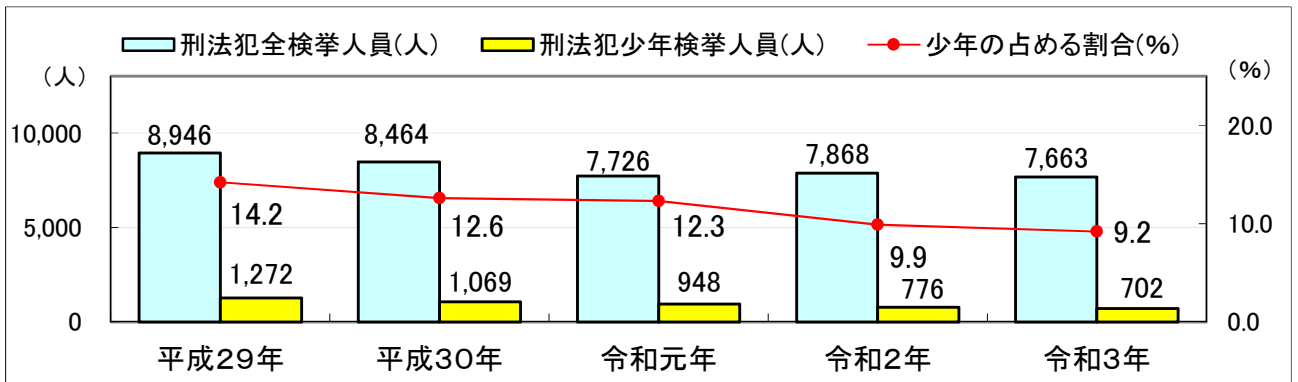


刑法犯少年の検挙状況

《刑法犯少年検挙人員の推移》



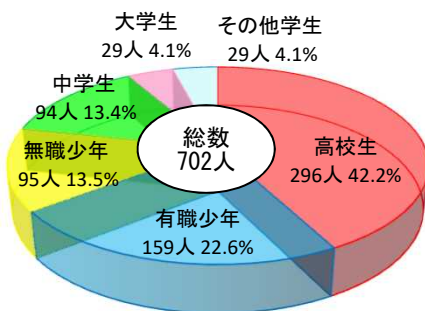
区分	年次	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
刑法犯全検挙人員(人)		8,946	8,464	7,726	7,868	7,663
刑法犯少年検挙人員(人)		1,272	1,069	948	776	702
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合(%)		14.2	12.6	12.3	9.9	9.2
少年人口比(千葉県)		3.7	3.1	2.7	2.3	2.1
少年人口比(全国)		3.8	3.4	2.9	2.6	2.2

※ 少年人口比とは、少年（14歳以上20歳未満）人口1,000人当たりの刑法犯少年検挙人員をいう。

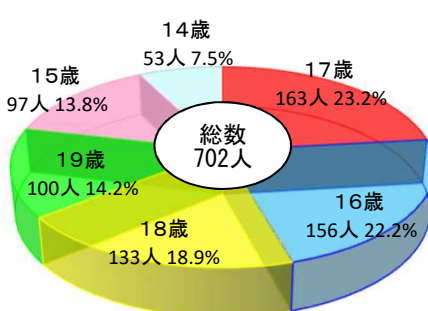
◆ 刑法犯少年はピーク時(平成16年)の10分の1に減少

令和3年中に刑法犯で検挙された少年は、702人(前年比-74人)に減少し、ピークであった平成16年(7,075人)と比較すると10分の1以下になっています。

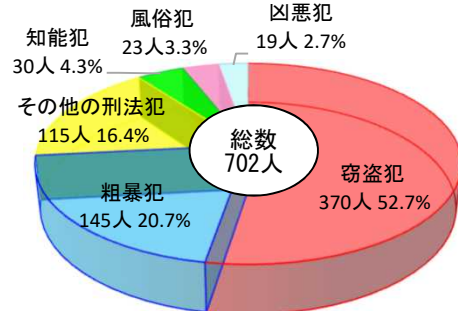
《学職別状況》



《年齢別状況》



《包括罪種別状況》



※ 包括罪種とは、刑法犯の罪種を凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）、粗暴犯（凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯、知能犯（詐欺、横領等）、風俗犯（賭博、わいせつ）及びその他の刑法犯（占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊等）の6つに大別したものをいう。

※ 占有離脱物横領とは、占有者が遺失し、または盗難の被害を受け、その後放置されたものを横領することをいう。

※ 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため総計が必ずしも100パーセントにならない場合がある（以下の統計図表も同様である。）。

◆ 高校生と中学生で全体の約5割

学職別では、高校生が296人と最も多く、高校生、中学生で全体の5割以上を占めています。

◆ 窃盗犯が全体の約5割

包括罪種別では、窃盗犯が全体の約5割を占める370人(前年比-34人)で、主なものは、万引きが188人(同+6人)、自転車盗が71人(同-9人)、オートバイ盗が21人(同-11人)です。